

令和3年和泉市教育委員会第5回定例会

日時:令和3年5月13日(木) 午後3時00分から
場所:和泉市役所3階 3A・3B 会議室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事	飯阪 陽次
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	辻野 喜信
次長兼教育総務課長	東 直樹
こども未来室長	森 博紀
学校教育室教育指導担当課長	阪下 誠
学校教育室教育センター所長	隅埜 哲弥
学校園管理室教育施設担当課長	藤原 寛
教育総務課総括主幹兼総務係長	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係	川崎 由美
(生涯学習部)	
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	辻野 明子
生涯学習推進室長	西田 尚司
生涯学習推進室生涯学習担当課長	中野 雅代
文化遺産活用課長	森下 徹

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 審議事項
議案第 17 号 和泉市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
4. 報告事項
 - (1) (仮称)槇尾学園基本計画について
 - (2) 令和 3 年度いずみ希望塾の申込状況及び受講者数等について
5. 情報提供
 - (1) 令和 3 年度憲法記念日知事表彰について
6. その他の報告事項等
7. 閉会

小川教育長	<p>それでは、定刻となりましたので、令和3年和泉市教育委員会第5回定例会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、新庁舎での初めての定例会となります。</p> <p>今後、教育委員会会議もデジタル化の方向で行えるよう、事務局に指示しておりますので、内容が整理でき次第、改めて報告させていただきます。</p> <p>さて、新型コロナウイルスの流行は勢いを増し、大阪の緊急事態宣言が延長されました。</p> <p>学校、幼稚園、保育園においては、通常どおりの運営としておりますが、学校ではGIGAスクールの1人1台パソコン端末の活用を進めており、臨時休校等に備え、家庭での使用が可能かどうか今月から試験をしております。</p> <p>それから、修学旅行や校外学習、遠足などにおいても中止、延期としているところです。子どもたちにとっては、非常にストレスのかかる状況にあると認識しております。</p> <p>そうしたなか、南松尾はつが野学園では、オンラインによる授業参観を先日実施しました。また本日は、保育園、幼稚園と連携しての研修で、南松尾はつが野学園の1年生と、それぞれ卒園した保育園、幼稚園をオンラインで結び、授業を参観していただいて、先生方との交流会を作るような先進的な取り組みをしております。こうした好事例は、他の学校でも取り入れていきたいと思っておりますので、また、ご意見等があれば、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、まず、第4回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、第4回定例会の会議録について承認することにいたします。</p> <p>続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理と久米委員をお願いいたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日は、審議事項1件、報告事項2件、情報提供1件になります。</p> <p>議案第17号「和泉市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、生涯学習推進室より説明願います。</p>
中野課長	<p>生涯学習推進室生涯学習担当の中野です。</p> <p>議案第17号、和泉市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料1ページをお願いします。</p> <p>改正の理由は、本市において発行する資料については、広く市民に周知する</p>

<p>小川教育長</p>	<p>目的で、市内 2 館 3 室の図書館に 6 冊納本していただくよう規定しておりますが、昨今の電子化等により、ペーパーレス化が推奨され、図書館においても、全図書館図書室で 1 冊ずつ、計 5 冊での対応が可能と考えることから、規定の整備を行うものでございます。</p> <p>改正の内容については、第 28 条(市の出版物の納入)の第 1 項中、「6 部」を「5 部」と改めます。</p> <p>なお、この改正の施行日は、公布の日とし、今後納入される資料から運用するものです。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第 17 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、議案第 17 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>まず、報告事項 1「(仮称)榎尾学園基本計画について」、学校園管理室より説明願います。</p>
<p>藤原課長</p>	<p>学校園管理室教育施設担当の藤原です。</p> <p>(仮称)榎尾学園基本計画としまして、地域に発信するパンフレット、基本計画の概要及び現在検討中の平面計画の 3 点について、ご説明させていただきます。</p> <p>始めに、地域に発信するパンフレットについてです。このパンフレットについては、(仮称)榎尾学園の現段階の教育及び施設の検討内容を発信し、学園イメージを喚起しようとするもので、具体的には 1 学級 20～25 人を基本とした学園独自の学習環境、アフタースクールプログラムのほか、地域と児童生徒が気軽に交流できるよう低層校舎で計画していること等を記載しており、榎尾中学校区の全戸に対して、6 月号の広報いずみに折込して配布する予定としています。また、就学前保護者世帯に対しても、個別に郵送する予定です。</p> <p>次に、基本計画概要版をご覧ください。本計画は、新校舎整備が学園の魅力ある学校づくりに繋がるよう施設整備に係る諸条件を整理することを目的とするもので、学校開校準備委員会や榎尾中学校区の教職員等の意見を参考にしながら、内容を検討してきました。</p> <p>施設については、地域との関係性が近い榎尾中学校区の特徴、敷地の高低差や追加取得用地を最大限活用し、スキップフロア形式を採用した低層校舎とするとともに、校舎中心部に交流と学びの空間を形成することで、気軽に児童生</p>

<p>小川教育長</p>	<p>徒等が出会える一体感のある校舎となるよう計画しています。</p> <p>開校までの工事工程については、令和 7 年 4 月開校をめざし、先行して新体育館を建設し、既存校舎の除却等順次進めながら新校舎を建設する予定です。なお、新体育館、新校舎は在校生が利用できる計画としています。</p> <p>最後に、現在検討しています平面計画についてです。現在、基本計画に引き続き基本設計に取り組んでおり、平面計画の内容について、より精度を高めるべく検討を行っているところです。今後、学校開校準備委員会や榎尾中学校区の教職員等との意見交換を行いながら、成案としてまとめる予定でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>これらの資料は、(仮称)榎尾学園の特徴をみなさんにわかりやすく説明しているということは十分理解しています。ただ、例えば、充実した ICT 環境を活かした先進学習モデル校と書いていますが、これは、施設一体型の小中一貫校が建設されないとできないものであれば、他の校区との公平性に欠けることが懸念されるので、市全体の取組みの発信も必要ではないでしょうか。</p>
<p>阪下課長</p>	<p>ICT の充実という部分につきましては、GIGA 端末の活用を既に 4 月からスタートしておりますので、当然、(仮称)榎尾学園のみに限った取組みではございません。</p> <p>ただ、例えば、パイロット校として教育センターを併設するというのも考えており、この(仮称)榎尾学園が本市の先進的な取組みを進め、そしてまた、市内の各校においても同じような取組みを充実させていく、そのように考えております。</p>
<p>大槻指導監</p>	<p>施設一体型でないといけないこともあるとは思いますが、基本的にはできることを、施設一体型の小中一貫校からヒントをいただきつつ進めていきたいと考えており、公平性には留意してまいります。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>このパンフレットは(仮称)榎尾学園に関するものですが、事務局では、市全体に対しても、教育委員会の方向性や、こういった特色を持って学校づくりを進めていくのかということも発信することも検討願います。</p> <p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>続きまして、報告事項 2「令和 3 年度いずみ希望塾の申込状況及び受講者数等について」、学校教育室より説明願います。</p>
<p>隅埜所長</p>	<p>教育センターの隅埜です。</p> <p>報告事項 2、令和 3 年度いずみ希望塾の申込状況及び受講者数等について、ご説明いたします。</p>

小川教育長	<p>資料 5 ページをお願いします。</p> <p>令和 3 年度は、令和 2 年度と同じく小学 4 年生～中学 3 年生までを対象とし、市内 6 会場にて定員を 420 名程度で募集しました。</p> <p>その結果、申込者数は昨年度の 795 名から 833 名となり、受講者は 451 名で決定したところです。</p> <p>また、4 月 19 日～21 日に開講式を行い、児童生徒の基礎学力の向上および、家庭学習習慣の定着に向け順調にスタートしました。しかし、緊急事態宣言中については休止を決定している状況でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
藤原委員	<p>申込者、受講者ともに令和 2 年度より増加しているということは、塾に対しての期待が高いということ。率にすると 46%の方が選考から外れています。</p> <p>できるだけ多くの方が受講できるように、教育委員会事務局として、今後の対応は検討すべきではないでしょうか。</p>
大野室長	<p>いずみ希望塾につきましては 5 年目で、令和 2 年度から 3 年間の契約で現在の形式で行っています。</p> <p>来年度で最終となりますので、次に向けてキャパシティの面など、検討してまいります。</p>
西家委員	<p>小学 4 年生、5 年生、6 年生については、増えている傾向にありますが、中学 1 年生、2 年生、3 年生については、高校受験を控えているのに、希望者が減少している傾向があるところもあります。これには何か理由があるのでしょうか。</p>
大野室長	<p>基本的には塾に通われてない方を対象としており、中学 2 年生、3 年生になると、民間の塾に通われているため、希望者が少ないと分析しています。</p>
久米委員	<p>先ほどの今後の対応について、学校の授業についていけない、塾にもついていけない児童生徒のいずみ希望塾への受け入れなども検討していただければと思います。</p>
深堀委員	<p>希望塾への出席状況について、市の方では把握されていますか。</p>
大野室長	<p>受講者につきましては、毎月の委託業者との情報交換の中で出席状況を確認させていただき、休みが続く場合については連絡しています。家庭に直接連絡がつかない場合には、学校を通じて確認しています。</p>
深堀委員	<p>状況としては、どうなっていますか。</p>

隅埜所長	<p>令和2年度の実施状況でいくと、85%の出席率となっております。 欠席の理由としましては、体調管理及び、感染症対策等の報告がありました。 なお、退会者、辞退者につきましては、23名、退会率としては5.4%となっております。</p>
酉家委員	<p>希望塾では、パソコン端末の使用は考えておられるのですか。</p>
大野室長	<p>学校で配備しているものとはリンクしておりません。</p>
酉家委員	<p>せつかくなので使えればよいかなと思います。</p>
小川教育長	<p>いずみ希望塾は、委託業者と3年契約していますので、今年度につきましては、課題等分析をしながら、次回の更新に向け、より充実させていきたいと考えています。 他にご質問等ございませんか。 報告事項は以上ですので、情報提供に移ります。 情報提供1「令和3年度憲法記念日知事表彰について」ですが、事前に資料を配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。何かご質問等がございましたらお願いいたします。 ないようですので、その他報告事項について何かありましたら、事務局からお願いします。</p>
東次長	<p>教育大綱、教育振興基本計画の見直しについて、教育総務課の東よりご報告いたします。 令和3年度におきましては、教育大綱、教育振興基本計画の見直しを計画しており、そのスケジュールを市長部局と調整しているところでございます。 既にご案内しております定例教育委員会の開催日を変更する予定はございませんが、開始時間については、今後、変更させていただく可能性がございます。 つきましては、今後詳細を整理次第、ご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくごお願いいたします。</p>
小川教育長	<p>何かご質問等ございませんか。 ないようですので、以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。</p>

令和3年和泉市教育委員会第5回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。